

覺○中

一總而結構成道具等取集候儀は無用候たとひ振廻又は茶の湯杯仕候共諸事軽く有合之品を可被用事、

〔今川大雙紙^上〕^上 躰式法の事

一御茶を持って參には、片手をつきて片手に參らする也、兩方の手にては參らせべからず、人前にて茶のむには、臺ながらのむ也、臺置てのむ事なし、但様體によつて臺を置てのむ事も有、

〔宗五大草紙^上〕^上 公私御かよひの事

一御茶まいらする事、右の手にて臺を持、左の手にて建蓋と臺とをかゝへて、ちと差出して令持之、まいらせさまには、兩の手にて臺を持ってまいらすべし、聞し召て後は、兩の手に臺ばかり持と申候へ共、たゞ前のごとく持たるがあぶなくも候はでよく候、

〔北條五代記^三〕^三 房州里見家の事

元正のあかつきより、やかた義高の御前へ諸侍出仕の時、其人のくらゐによつて禮の次第色々かはる、主君のかはらけをいたゞき持て立人おほし、かはらけをいたゞく上に、片肴の禮と云て、肴を其人へ引もあり、又兩肴の禮とて、主君の前へも引事あり、其上片茶の禮、兩茶の禮と云事あり、其時は一人のます、兩方見合同時に茶をものむが定る禮義なり、

〔信長記^{十一}〕^{十一} 九鬼右馬允大坂表大船推廻事

翌日佐久間甚九郎御茶上申終日ノ會ナリケリ、同三日歸洛翌ノ夜話ニ信長公白ケルハ、甚九郎數寄事外ニ上手也ト覺エタリ、去共羨キ事ナラズト、被仰、二位法印其御事ニ候、國守等此道上手ニ成テハ、世間物每奢侈大過シテ且ハ武道モユルガセニ成申ベシ、其ヨリ事發テ、或京都職人方ノ若キ者、或ハ藝才ノ弟子共、彼過高ヲ自然ニ似セテ、富モ貧モダテヲノミ嗜ベシ、驕ノ種ニ成ベ